(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市飯坂町平野字桜田一六番八から同市飯坂町平野字遠東五番一三まで	前	三〇・一〇～四五・七九メートル　〇〇・〇九二キロメートル
	後	三四・〇八～七六・一八メートル　〇〇・〇九二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市泉字下鎌三六番一から同市泉字下鎌二二番四まで	前	三九・九八～六二・二〇メートル　〇〇・〇四三キロメートル
	後	三九・九八～四〇・一四メートル　〇〇・〇四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百十二号　山形市七日町一丁目四四三番五から同市旅篭町一丁目四七四番一まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月一日

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
秋田市飯島道東三丁目二三六番から同市飯島道東三丁目二三三番一まで	前	二一・一五～二六・五〇メートル　〇〇・〇六〇キロメートル
	後	二一・七七～二六・九七メートル　〇〇・〇六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　秋田市飯島道東三丁目二三六番から同市飯島道東三丁目二三三番一まで　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
秋田市土崎港西三丁目一四二番一から同市土崎港西三丁目一六二番二まで	前	二〇・〇〇～三〇・五八メートル　〇〇・一四〇キロメートル
	後	二〇・〇〇～二七・七五メートル　〇〇・一四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　秋田市土崎港西二丁目二八番一から同市土崎港西四丁目五五番まで　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　花巻市石鳥谷町好地第一一地割一三番一から同市石鳥谷町好地第一一地割一三番一二まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○東北地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡山市安積三丁目九番から同市安積二丁目一一七番まで	前	一八・〇〇～三四・五〇メートル　〇〇・一七九キロメートル
	後	一八・〇〇～三六・〇〇メートル　〇〇・一七九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所